

## 第5回南相馬市議会定例会市長提出議案の要旨

令和5年12月6日提出

### I 件数 31件

【内訳】議案 30件（条例8件、補正予算関係10件、その他12件）  
報告 1件（専決処分の報告）

### II 議案の要旨

#### 《条例関係》

議案第90号	南相馬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について（総務課）
議案第91号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について（総務課）
議案第92号	議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について（総務課）
議案第93号	南相馬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について（総務課）

#### 【趣旨】

令和5年福島県人事委員会勧告に準じて給与改定を行うため、関係する条例の一部を改正するもの。

#### 【主な内容】

##### 1 月例給（議案第90号、第93号関係）

##### （1）給料表（行政職給料表、医療職給料表 関係）

県人事委員会勧告による改定後の給料表（平均改定率1.02%引上げ）に準じて、若年層への配分に重点を置きながら引き上げるもの。

##### （2）実施時期

令和5年4月1日から適用

## 2 期末・勤勉手当の引上げ

### (1) 一般職員及び任期付職員

年間支給月数を0.1月分引上げ(4.35月分 → 4.45月分)

	6月期	12月期	合計
5年度 期末手当	1.200月(支給済)	1.250月(現行1.200月)	2.45月(現行2.40月)
勤勉手当	0.975月(支給済)	1.025月(現行0.975月)	2.00月(現行1.95月)
6年度 期末手当	1.225月	1.225月	2.45月
以降 勤勉手当	1.000月	1.000月	2.00月

※令和6年度以降は、均等になるように配分

### (2) 再任用職員

年間支給月数を0.05月分引上げ(2.30月分 → 2.35月分)

	6月期	12月期	合計
5年度 期末手当	0.675月(支給済)	0.700月(現行0.675月)	1.375月(現行1.35月)
勤勉手当	0.475月(支給済)	0.500月(現行0.475月)	0.975月(現行0.95月)
6年度 期末手当	0.6875月	0.6875月	1.375月
以降 勤勉手当	0.4875月	0.4875月	0.975月

※令和6年度以降は、均等になるように配分

### (3) 市長、副市長、教育長、議会議員、特定任期付職員

年間支給月数を0.1月分引上げ(3.25月分 → 3.35月分)

	6月期	12月期	合計
5年度 期末手当	1.625月(支給済)	1.725月(現行1.625)	3.35月(現行3.25月)
6年度 期末手当 以降	1.675月	1.675月	3.35月

※令和6年度以降は、均等になるよう配分

## 3 施行日 公布の日

- ・月例給の改正 令和5年4月1日から適用
- ・令和5年度期末・勤勉手当の改正 令和5年12月1日から適用
- ・令和6年度以降の期末・勤勉手当の改正 令和6年4月1日施行

## 【趣旨】

看護職員の確保及び定着に向けて、福島県浜通り地方看護体制強化支援事業補助金を活用し、看護職員の特殊勤務手当を支給するため、新たに条例を制定するもの。

## 【主な内容】

## 1 制定の概要

定める項目	条	内 容
特殊勤務手当の種類、額及び支給対象職員	第2条 ～ 第4条	<b>【看護体制強化支援手当】</b> ・支給額 年13万3,000円の範囲内で市長が定める額 ・支給対象職員 令和6年3月31日時点において市立病院に勤務する看護師、准看護師及び助産師（以下「看護職員」という。） （支給対象職員の要件を満たす職員のうち、無給休職者、停職者、専従休職者、育児休業職員は対象外。）

2 施行日等 公布の日（令和5年4月1日から適用）

3 失効日 令和6年3月31日

## 【趣旨】

令和6年度の津波被災区域における固定資産税の負担軽減を図るため、必要な改正を行うもの。

## 【主な内容】

## 1 改正の概要

令和6年度の津波被災区域における固定資産税については、ほ場整備工事等の復旧が完了していない状況から、令和5年度に引き続き、全額免除又は使用可能となった場合は2年間2分の1減免を継続するもの。

区 分	令和5年度	令和6年度
津波により家屋が滅失し、又は損壊した区域及び土砂の流入等により従前の使用ができなくなった土地又は家屋（第4条第19項関係）	全額免除	全額免除
復旧し使用可能となった土地又は家屋（第4条第20項関係）	2分の1減免	2分の1減免

## 2 施行日 公布の日

**【趣旨】**

子育て世帯の国民健康保険税の負担軽減を目的として、出産する被保険者に係る所得割額及び均等割額の免除を行うため、必要な改正を行うもの。

**【主な内容】****1 改正概要**

(1) 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、子育て世帯の負担軽減の観点から、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分(4か月間)の国民健康保険税(所得割額・均等割額)を免除するもの。

**(2) 減額する期間及び額**

出産する被保険者につき、出産予定日(又は出産日)の属する月の前月から出産予定月の翌々月の4か月(多胎妊娠・出産の場合は3か月前からの6か月)の期間で算定した所得割額及び均等割額

**2 免除措置の見込み及び負担割合****(1) 免除見込額**

3件 52,000円

**(2) 軽減対象額に係る負担割合(カッコ内は見込額)**

国1/2(26千円)、県1/4(13千円)、市1/4(13千円)

**3 施行日 令和6年1月1日**

(令和5年度分の国民健康保険税については令和6年1月以後の期間に係るもの)

【趣旨】

南相馬市公共施設再編個別計画に基づき、南相馬市小高老人福祉センターを廃止するため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の概要

以下の部分を削り、併せて項ずれ等を修正する。

- (1) 第4条第1項の南相馬市小高老人福祉センターの開所時間
- (2) 別表第1にある南相馬市小高老人福祉センターの名称及び位置
- (3) 別表第2第1項の南相馬市小高老人福祉センター利用料金

2 施行日 令和6年4月1日

《補正予算関係》

- 議案第 98号 令和5年度南相馬市一般会計補正予算について
- 議案第 99号 令和5年度南相馬市一般会計補正予算について
- 議案第 100号 令和5年度南相馬市国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第 101号 令和5年度南相馬市介護保険特別会計補正予算について
- 議案第 102号 令和5年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計補正予算について
- 議案第 103号 令和5年度南相馬市後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 議案第 104号 令和5年度南相馬市水道事業会計補正予算について
- 議案第 105号 令和5年度南相馬市病院事業会計補正予算について
- 議案第 106号 令和5年度南相馬市工業用水道事業会計補正予算について
- 議案第 107号 令和5年度南相馬市下水道事業会計補正予算について

《その他》

議案第 108 号 工事請負変更契約の締結について（農林整備課）

【趣旨】

令和 2 年第 7 回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

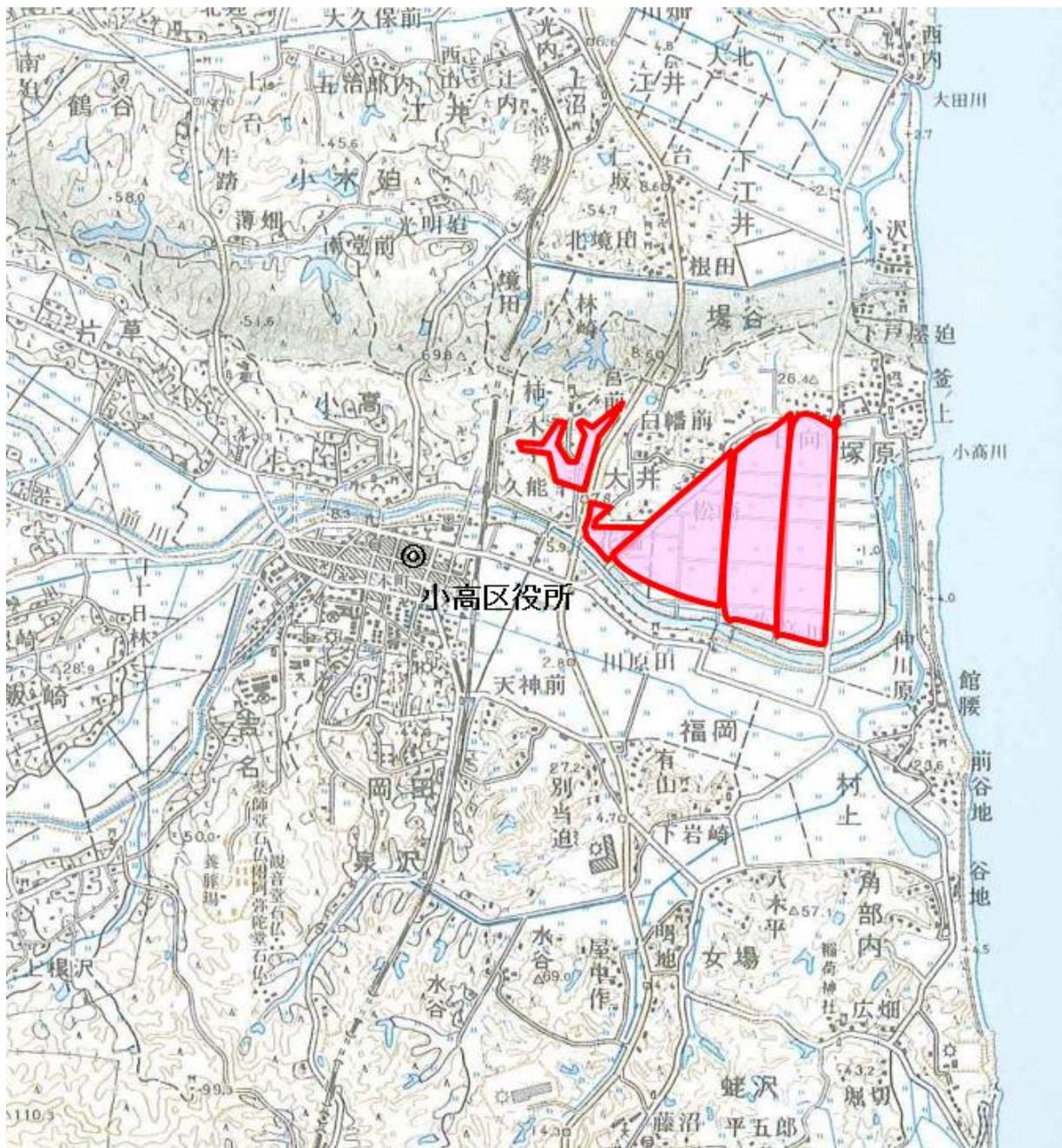
契約の目的		暗渠排水復旧（大井塚原地区）工事
契約の相手方		南相馬市小高区大井字深町 4 8 番地 株式会社中里工務店
施工場所		南相馬市小高区大井地内外
契約金額	変更前	4 2 0, 2 0 0, 0 0 0 円
	変更後	3 8 4, 5 0 3, 9 0 0 円
	減額する額	3 5, 6 9 6, 1 0 0 円

○主な変更内容

内 容	
(1)	<p>水閘復旧工の変更</p> <p>大井塚原地区の早期営農再開に向けて、当初計画していた水閘復旧工を先行工事である災害復旧事業（令和元年度～令和 4 年度）で施工済みのため、数量を減とするもの。</p> <p>水閘復旧工 【6 2 0 箇所】 → 【0 箇所】 6 2 0 箇所減</p>
(2)	<p>暗渠排水復旧面積の変更</p> <p>実施にあたり現地を再調査したところ、被災がない箇所が確認されたため、復旧面積を減とするもの。</p> <p>暗渠排水復旧面積 【9 2. 4 ha】 → 【9 1. 0 ha】 1. 4 ha 減</p>

※水閘 灌漑などで、水の流れを調節するために設けた水門

【施工場所位置図】



【工事概要】

暗渠排水復旧	A=91.0ha
塚原中央地区	A=23.5ha
塚原西地区	A=32.0ha
大井南地区	A=24.4ha
大井北地区	A=11.1ha

**議案第 109 号 工事請負変更契約の締結について（スポーツ推進課）**

**【趣旨】**

令和 4 年第 5 回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

**【主な内容】**

<b>契約の目的</b>		南相馬市民プール建設建築主体工事
<b>契約の相手方</b>		南相馬市原町区東町三丁目 4 1 番地 東北建設株式会社
<b>施工場所</b>		南相馬市原町区桜井町二丁目地内
<b>契約金額</b>	変更前	8 5 8 , 0 0 0 , 0 0 0 円
	変更後	9 4 5 , 9 2 8 , 5 0 0 円
	<b>増額する額</b>	8 7 , 9 2 8 , 5 0 0 円

**○主な変更内容**

<b>内 容</b>	
<b>請負代金額の変更</b>	資材の高騰等により当初見込んでいた請負代金額が増加することから、南相馬市工事請負契約約款第 2 6 条第 6 項の規定に基づき、請負代金額を変更するもの。

**【施工場所位置図】**



**議案第 110 号 工事請負変更契約の締結について（スポーツ推進課）**

**【趣旨】**

令和 4 年第 5 回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

**【主な内容】**

<b>契約の目的</b>		南相馬市民プール建設機械設備工事
<b>契約の相手方</b>		南相馬市原町区金沢字堤上 1 3 8 番地の 1 伊藤冷機工業株式会社
<b>施工場所</b>		南相馬市原町区桜井町二丁目地内
<b>契約金額</b>	変更前	3 4 4 , 8 5 0 , 0 0 0 円
	変更後	3 9 4 , 1 3 0 , 0 0 0 円
	<b>増額する額</b>	4 9 , 2 8 0 , 0 0 0 円

**○主な変更内容**

<b>内 容</b>	
<b>請負代金額の変更</b>	資材の高騰等により当初見込んでいた請負代金額が増加することから、南相馬市工事請負契約約款第 2 6 条第 6 項の規定に基づき、請負代金額を変更するもの。

**【施工場所位置図】**



**議案第 111 号 財産の取得について（農政課）****【趣旨】**

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

**【主な内容】**

取得の目的	令和 5 年度被災地域農業復興総合支援事業 農業用機械購入その 2
取得する動産及び数量	トラクターなど 21 台
取得金額	94,171,000 円
取得の方法	指名競争入札による買入れ
納期	契約締結日から令和 6 年 3 月 15 日まで
取得の相手方	南相馬市原町区高見町一丁目 163 番地 株式会社南東北クボタ 原町営業所

**【予定価格】**

予定価格	106,410,700 円（消費税を含む。）
落札率	88.50%

**【入札結果】**

（消費税別）

入札者	第 1 回入札額	第 2 回入札額	備考
株式会社南東北クボタ 原町営業所	85,610,000 円		落札
株式会社 J A ふくしま未来サ ービス 原町農機センター	89,800,000 円		

**【購入明細書】**

13 ページから 14 ページまでに記載

令和5年度被災地域農業復興総合支援事業農業用機械購入その2 明細書

No	機種名	型式等		数量
1	トラクター	株式会社クボタ	MR900HQMAYWUR 3	1
2	トラクター	株式会社クボタ	MR900HQMAYWUR 3	1
3	田植機	株式会社クボタ	NW8S-PF-GS	1
4	代かきハロー (アタッチメント)	松山株式会社	WLZ5700NX-0L	1
5	代かきハロー (アタッチメント)	松山株式会社	WLZ5700NX-0L	1
6	ロータリー (アタッチメント)	松山株式会社	DXR2620-4LZ	1
7	ロータリー (アタッチメント)	松山株式会社	DXR2620-4LZ	1
8	農薬散布用ドローン	株式会社クボタ	T10K	1
9	農薬散布用ドローン	株式会社クボタ	T10K	1
10	溝堀機 (アタッチメント)	スガノ農機株式会社	D25CAG	1
11	溝堀機 (アタッチメント)	スガノ農機株式会社	D35CBP	1
12	サブソイラ (アタッチメント)	スガノ農機株式会社	S502CG	1
13	法面草刈機 (アタッチメント)	FERRI	ZMTE2000P	1
14	ブームモア (アタッチメント)	三陽機器株式会社	ZH-451DXDS	1
15	ブームモア (アタッチメント)	三陽機器株式会社	ZH-451DXDS	1
16	汎用播種機 (アタッチメント)	アグリテクノサーチ 株式会社	NTP-8AFP	1
17	育苗関連機器	株式会社斎藤農機製 作所 他	SSG-701 他	1

No	機種名	型式等		数量
18	畦塗機 (アタッチメント)	株式会社小橋	XRV872T-0L	1
19	畦塗機 (アタッチメント)	株式会社小橋	XRV872T-0L	1
20	動力噴霧器 (アタッチメント)	株式会社丸山	BSA-951CE-GDXD	1
21	動力噴霧器 (アタッチメント)	株式会社丸山	BSA-951CE-GDXD	1
合 計				21

**議案第 112 号 財産の取得について（イノベ政策課）**

**【趣旨】**

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

**【主な内容】**

取得の目的	農業研修事業用農業機器購入
取得する動産及び数量	ディスクティラーなど 45 台
取得金額	22,675,400 円
取得の方法	指名競争入札による買入れ
納期	契約締結日から令和 6 年 3 月 26 日まで
取得の相手方	南相馬市原町区石神字中川原 156-5 株式会社 J A ふくしま未来サービス 原町農機センター

**【予定価格】**

予定価格	26,551,600 円（消費税を含む。）
落札率	85.40%

**【入札結果】**

（消費税別）

入札者	第 1 回入札額	第 2 回入札額	備考
株式会社 J A ふくしま未来サービス 原町農機センター	20,614,000 円		落札
株式会社南東北クボタ 原町営業所	20,970,000 円		

**【購入明細書】**

16 ページから 17 ページまでに記載

農業研修事業用農業機器購入 明細書

No	機種名	型式等		数量
1	ディスクティラー	ヤンマー	DTM14	1
2	歩行型ピッカー	ヤンマー	HP101T	1
3	ドリルシーダー	KONGSKILDE	ELINE250	1
4	バーチカルハロー	スガノ農機	G25BBQ	1
5	電気柵	タイガー	SA30SL	3
6	予冷库	エムケー精工	ARV-6001TK	1
7	ラジコン草刈機	ヤンマー	WM500RC	1
8	フロントローダー	ヤンマー	FL3033PC GBKC1522D	1
9	農業用ドローン	DJI	AGRAS T10	1
10	移植機	ヤンマー	PH2-TW24A	1
11	ケンブリッジローラー	スガノ農機	A24ACG	1
12	播種機	アグリテクノサーチ	APH-80S	1
13	移植機	ヤンマー	PH1 WR	1
14	管理機	ヤンマー	YK650SK-ネギアタッチ メント	1
15	農業用センサー	セラク	みどりクラウド PRO	3
16	ロータリーマルチ	ヤンマー	TFRH150M-A2	1
17	フレールモア	松山	FNC02 FNC1602RF-OS	1
18	溝堀り機	スガノ農機	D25BBG	1
19	サブソイラー	スガノ農機	S503EG	1

No	機種名	型式等		数量
20	ブームスプレーヤ	丸山製作所	BSM301-K-1	1
21	施肥ブロードキャスター	ヤンマー	CFA504DY	1
22	管理機	ヤンマー	YK105MK-F WK	1
23	高圧洗浄機	丸山製作所	MKW1515H-1	1
24	簡易移植機	日本甜菜製糖	ひっぱりくん HP-16	1
25	農薬散布機	丸山製作所	MS5310D-20-1	1
26	草刈機	共立(やまびこ)	SRE2730	4
27	土壌診断器	藤原製作所	山中式土壌硬度計(標準型)	1
28	草刈機	マキタ	MUR190UDRG	1
29	土壌診断器	メータージャパン	ECH20シリーズ EC-5	1
30	糖度計	シロ産業	MC70BR-81294S	3
31	簡易移植機	MINORU	HPS-3	3
32	農業用温度調節器	日本ノーデン	ND-910	1
33	誘引結束機	マックス	HT-R45C	1
34	土壌診断器	シンワ測定	72724 土壌酸度(pH)計 A	1
合 計				45

**議案第 113 号 公の施設に係る指定管理者の指定について（小高区地域振興課）**

**【趣旨】**

指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

施設の名称	南相馬市小高区商業施設
指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名	住所 南相馬市原町区上高平字川原 5 2 1 番地 名称 有限会社丸上青果 代表者の氏名 代表取締役 岡田 義則
指定期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

**(1) 施設の概要**

- ①施設名 南相馬市小高区商業施設
- ②位置 南相馬市小高区上町一丁目 5 6 番地

**(2) 選定までのスケジュール**

- 募集要項の配布期間 令和 5 年 7 月 1 4 日（金）から 9 月 1 1 日（月）まで
- 現地説明会 令和 5 年 8 月 9 日（水）
- 募集要項に関する質問受付 令和 5 年 8 月 3 1 日（木）まで
- 申請書の提出期限 令和 5 年 9 月 1 1 日（月）
- 指定管理者選定審査委員会 令和 5 年 1 0 月 1 1 日（水）

**(3) 申請団体 1 団体**

**(4) 選定方法**

令和 5 年 1 0 月 1 1 日（水）開催の指定管理者選定審査委員会において、プレゼンテーション審査を行い、審査基準に基づき総合的に評価し、「有限会社丸上青果」を指定管理者候補者として決定した。

「有限会社丸上青果」の提案は、当該施設の設置目的や役割を的確に捉えているとともに、「施設効用の最大化を図るための具体的手法」、「利用者に対するサービスの向上を図るための具体的手法」、「安定的な運営が可能となる人的能力」などの項目において優れており、また、審査基準を満たしていたことから、指定管理者としてふさわしいと認められた。

## (5) 審査結果

番 号	審 査 項 目	配 点	平均評価点
			有限会社丸上青果
(1)―①	施設の設置目的及び市が示した基本方針の実現	5	3.81
(1)―②	平等な利用を図るための具体的手法	5	3.25
(2)―①	施設効用の最大化を図るための具体的手法	13	9.75
(2)―②	利用者に対するサービスの向上を図るための具体的手法	12	8.55
(3)―①	施設の管理運営に係る経費の節減	10	6.38
(3)―②	管理経費縮減に係る対策及び創意工夫	10	6.38
(4)―①	安定的な運営が可能となる人的能力	10	6.50
(4)―②	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	10	5.75
(4)―③	安定的な運営が可能となる財政的基盤	5	3.00
(4)―④	類似施設の運営実績	5	3.19
(5)―①	利用者、利用団体等の要望把握、改善体制	5	3.75
(6)―①	個人情報の保護の措置	5	2.81
(7)―①	緊急時対応のマニュアルの整備	5	2.88
総 合 点		100	66.00

評価は以下のとおり行った。

- ①各審査員が審査基準に基づき審査を行い、審査項目ごとに下記の評価係数と配点とを掛け合わせ採点を行った。

評 価 内 容	評価係数
a.優秀である(高度な能力を有している)	1.0
b.満足である(十分な能力を有している)	0.8
c.平均的である	0.5
d.物足りなさを感じる(能力が若干乏しい)	0.2
e.劣っている(任せることが不安である)	0.0

- ②各審査員の評価項目ごとの採点の平均点を算出し、その合計を総合点とした。

- ③同一項目について審査員の過半数以上が「e」の評価をした場合、又は総合点が配点の合計点の2分の1に満たない場合には選定対象としないこととした。

**議案第 114 号 公の施設に係る指定管理者の指定について（鹿島区地域振興課）**

**【趣旨】**

指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

施設の名称	真野交流センター
指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名	住所 南相馬市原町区本陣前二丁目 5 1 番地 名称 株式会社東武 代表者の氏名 代表取締役 中島 照夫
指定期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

**(1) 施設の概要**

- ①施設名 真野交流センター
- ②位置 南相馬市鹿島区小島田字原畑 4 番地

**(2) 選定までのスケジュール**

- 募集要項の配布期間 令和 5 年 7 月 1 4 日（金）から 9 月 1 1 日（月）まで
- 現地説明会 令和 5 年 8 月 2 4 日（木）
- 募集要項に関する質問受付 令和 5 年 9 月 1 日（金）まで
- 申請書の提出期限 令和 5 年 9 月 1 1 日（月）
- 指定管理者選定審査委員会 令和 5 年 1 0 月 1 1 日（水）

**(3) 申請団体 1 団体**

**(4) 選定方法**

令和 5 年 1 0 月 1 1 日（水）開催の指定管理者選定審査委員会において、プレゼンテーション審査を行い、審査基準に基づき総合的に評価し、「株式会社東武」を指定管理者候補者として決定した。

「株式会社東武」の提案は、当該施設の設置目的や役割を的確に捉えているとともに、「利用者に対するサービスの向上を図るための具体的手法」、「施設効用の最大化を図るための具体的手法」、「施設の管理運営に係る経費の縮減」、「収支計画の内容、適格性及び実現の可能性」などの項目において優れており、また、審査基準を満たしていたことから、指定管理者としてふさわしいと認められた。

## (5) 審査結果

番 号	審 査 項 目	配 点	平均評価点
			株式会社東武
(1)―①	施設の設置目的及び市が示した基本方針の実現	5	3.56
(1)―②	平等な利用を図るための具体的手法	5	3.63
(2)―①	施設効用の最大化を図るための具体的手法	10	6.50
(2)―②	利用者に対するサービスの向上を図るための具体的手法	15	10.69
(3)―①	施設の管理運営に係る経費の縮減	10	6.00
(3)―②	経費縮減に係る対策及び創意工夫	10	5.63
(4)―①	安定的な運営が可能となる人的能力	10	5.75
(4)―②	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	10	6.00
(4)―③	安定的な運営が可能となる財政的基盤	5	3.56
(4)―④	類似施設の運営実績	5	3.81
(5)―①	利用者、利用団体等の要望把握、改善体制	5	3.19
(6)―①	個人情報の保護の措置	5	3.00
(7)―①	緊急時対応マニュアルの整備	5	3.13
総 合 点		100	64.45

評価は以下のとおり行った。

- ①各審査員が審査基準に基づき審査を行い、審査項目ごとに下記の評価係数と配点とを掛け合わせ採点を行った。

評 価 内 容	評価係数
a. 優秀である(高度な能力を有している)	1.0
b. 満足である(十分な能力を有している)	0.8
c. 平均的である	0.5
d. 物足りなさを感じる(能力が若干乏しい)	0.2
e. 劣っている(任せることが不安である)	0.0

- ②各審査員の評価項目ごとの採点の平均点を算出し、その合計を総合点とした。

- ③同一項目について審査員の過半数以上が「e」の評価をした場合、又は総合点が配点の合計点の2分の1に満たない場合には選定対象としないこととした。

**議案第 115 号 公の施設に係る指定管理者の指定について（スポーツ推進課）**

**【趣旨】**

指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

施設の名称	南相馬市民プール
指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名	住所 東京都江東区大島一丁目 9 番 8 号 名称 株式会社フクシ・エンタープライズ 代表者の氏名 代表取締役 福士 朝尋
指定期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

**(1) 施設の概要**

- ①施設名 南相馬市民プール
- ②位置 南相馬市原町区桜井町二丁目 166 番地

**(2) 選定までのスケジュール**

- 募集要項の配布期間 令和 5 年 7 月 14 日（金）から 9 月 11 日（月）まで
- 現地説明会 令和 5 年 8 月 23 日（水）
- 募集要項に関する質問受付 令和 5 年 9 月 1 日（金）まで
- 申請書の提出期限 令和 5 年 9 月 11 日（月）
- 指定管理者選定審査委員会 令和 5 年 10 月 11 日（水）

**(3) 申請団体 2 団体**

**(4) 選定方法**

令和 5 年 10 月 11 日（水）開催の指定管理者選定審査委員会において、プレゼンテーション審査を行い、審査基準に基づき総合的に評価し、「株式会社フクシ・エンタープライズ」を指定管理者候補者として決定した。

「株式会社フクシ・エンタープライズ」の提案は、当該施設の設置目的や役割を的確に捉えているとともに、「施設効用の最大化を図るための具体的手法」、「利用者に対するサービスの向上を図るための具体的手法」、「安定的な運営が可能となる人的能力」などの項目において優れており、また、審査基準を満たしていたことから、指定管理者としてふさわしいと認められた。

## (5) 審査結果

番号	審査項目	配点	平均評価点	
			株式会社フクシ・エ ンタープライズ	A
(1)―①	施設の設置目的及び市が示した基本方針の実現	5	3.61	3.33
(1)―②	平等な利用を図るための具体的手法	5	3.17	3.17
(2)―①	施設効用の最大化を図るための具体的手法	13	9.82	8.23
(2)―②	利用者に対するサービスの向上を図るための具体的手法	12	9.47	8.27
(3)―①	施設の管理運営に係る経費の縮減	10	6.00	8.00
(3)―②	経費縮減に係る対策及び創意工夫	10	5.67	7.44
(4)―①	安定的な運営が可能となる人的能力	10	7.44	6.00
(4)―②	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	10	6.89	6.33
(4)―③	安定的な運営が可能となる財政的基盤	5	3.39	3.28
(4)―④	類似施設の運営実績	5	4.56	3.78
(5)―①	利用者、利用団体等の要望把握、改善体制	5	3.11	3.00
(6)―①	個人情報保護の措置	5	3.11	3.22
(7)―①	緊急時対応マニュアルの整備	5	3.28	3.11
総合点		100	69.52	67.16

評価は以下のとおり行った。

- ①各審査員が審査基準に基づき審査を行い、審査項目ごとに下記の評価係数と配点とを掛け合わせ採点を行った。

評価内容	評価係数
a.優秀である(高度な能力を有している)	1.0
b.満足である(十分な能力を有している)	0.8
c.平均的である	0.5
d.物足りなさを感じる(能力が若干乏しい)	0.2
e.劣っている(任せることが不安である)	0.0

- ②各審査員の評価項目ごとの採点の平均点を算出し、その合計を総合点とした。

- ③同一項目について審査員の過半数以上が「e」の評価をした場合、又は総合点が配点の合計点の2分の1に満たない場合には選定対象としないこととした。

**議案第 116 号 公の施設に係る指定管理者の指定について（生涯学習課）**

**【趣旨】**

指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

施設の名称	南相馬市民文化会館
指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名	住所 南相馬市原町区本町二丁目 28 番地の 1 名称 公益財団法人南相馬市文化振興事業団 代表者の氏名 理事長 阿部 貞康
指定期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

**(1) 施設の概要**

- ①施設名 南相馬市民文化会館
- ②位置 南相馬市原町区本町二丁目 28 番地の 1

**(2) 選定までのスケジュール**

- 募集要項の配布期間 令和 5 年 7 月 14 日（金）から 9 月 11 日（月）まで
- 現地説明会 令和 5 年 8 月 21 日（月）
- 募集要項に関する質問受付 令和 5 年 9 月 1 日（金）まで
- 申請書の提出期限 令和 5 年 9 月 11 日（月）
- 指定管理者選定審査委員会 令和 5 年 10 月 11 日（水）

**(3) 申請団体 1 団体**

**(4) 選定方法**

令和 5 年 10 月 11 日（水）開催の指定管理者選定審査委員会において、プレゼンテーション審査を行い、審査基準に基づき総合的に評価し、「公益財団法人南相馬市文化振興事業団」を指定管理者候補者として決定した。

「公益財団法人南相馬市文化振興事業団」の提案は、当該施設の設置目的や役割を的確に捉えているとともに、「民間的経営の視点やノウハウを生かした文化事業の取り組み方」、「施設効用の最大化を図るための具体的手法」、「安定した管理が可能となる人的能力」などの項目において優れており、また、審査基準を満たしていたことから、指定管理者としてふさわしいと認められた。

## (5) 審査結果

番 号	審 査 項 目	配 点	平均評価点
			公益財団法人南相馬市文化振興事業団
(1)－①	施設の設置目的及び市が示した管理の方針の実現	5	3.50
(1)－②	平等な利用を図るための具体的手法	5	3.56
(2)－①	施設効用の最大化を図るための具体的手法	8	5.87
(2)－②	利用者に対するサービス向上を図るための具体的手法	8	5.33
(2)－③	民間的経営の視点やノウハウを生かした文化事業の取り組み方	20	14.00
(3)－①	施設の管理運営に係る経費の縮減	5	2.83
(3)－②	文化事業の企画・実施に係る経費の縮減	5	3.00
(4)－①	安定した管理が可能となる人的能力	8	5.78
(4)－②	収支計画の内容、実現の可能性	8	4.80
(4)－③	安定した運営が可能となる財政的基盤	5	3.00
(5)－①	地域住民、利用団体等との連携	8	5.51
(5)－②	市民参加による文化会館の事業運営	5	3.44
(6)－①	個人情報の保護管理体制	5	3.56
(7)－①	緊急時対応のマニュアルの整備	5	3.39
総 合 点		100	67.57

評価は以下のとおり行った。

- ①各審査員が審査基準に基づき審査を行い、審査項目ごとに下記の評価係数と配点とを掛け合わせ採点を行った。

評 価 内 容	評価係数
a.優秀である(高度な能力を有している)	1.0
b.満足である(十分な能力を有している)	0.8
c.平均的である	0.5
d.物足りなさを感じる(能力が若干乏しい)	0.2
e.劣っている(任せることが不安である)	0.0

- ②各審査員の評価項目ごとの採点の平均点を算出し、その合計を総合点とした。

- ③同一項目について審査員の過半数以上が「e」の評価をした場合、又は総合点が配点の合計点の2分の1に満たない場合には選定対象としないこととした。

## 【趣旨】

指定管理者の指定期間を変更するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

## (1) 公の施設の名称

南相馬市小高老人福祉センター

## (2) 指定期間

①変更前 「令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで」

②変更後 「令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで」

## (3) 変更理由

令和 6 年 3 月 31 日をもって南相馬市小高老人福祉センターを廃止することに伴い、南相馬市小高老人福祉センターの指定管理者の指定期間を変更する。

## (4) 変更前の指定内容

施設の名称	南相馬市小高老人福祉センター
指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名	住所 南相馬市原町区本陣前二丁目 5 1 番地 名称 株式会社東武 代表者の氏名 代表取締役 中島 照夫
指定期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

**議案第 118 号 民事調停の申立てについて（建築住宅課）**

**【趣旨】**

滞納している市営住宅の家賃の支払について民事調停を申し立てるため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求めるもの。

**【主な内容】**

**1 調停の申立てをする相手方の住所及び氏名**

- (1) 南相馬市原町区仲町三丁目（仲町団地）  
南相馬市在住個人
- (2) 南相馬市原町区三島町三丁目（三島町団地）  
南相馬市在住個人

**2 申立ての要旨**

正当な理由がなく長期にわたり市営住宅の家賃を滞納している相手方に対して、滞納している家賃を支払うよう調停を求めるもの。

**3 調停対象基準**

滞納額が 200 万円以上かつ滞納月数が 100 月以上の入居者の所在が判明している滞納者であって、

- ①再三にわたる文書、電話、訪問等による指導に応じない者
- ②分納誓約をしても不履行の者

**◆地方自治法**

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あっせん、調停及び仲裁に関すること。

**議案第 119 号 字の区域の変更について（総務課）**

**【趣旨】**

原町東地区における福島県復興基盤総合整備事業に伴い、字の区域を変更する必要が生じたため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるもの。

**【主な内容】**

**1 字の区域の変更について**

事業の実施により、道路、水路の付け替え及び新設などが行われたことに伴い、県から字の区域の変更の依頼があったもの。

当該字の区域の変更は、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を経て、地方自治法施行令第179条の規定に基づき、土地改良法第54条第4項の規定による換地処分の公告（福島県知事）があった日の翌日から施行となる。

**2 今後の事務手続**

令和5年12月 議決後に変更処分の告示、県知事・関係機関へ通知（市）

令和6年 3月 換地処分の公告（県）、換地処分登記申請（県）

**3 復興基盤総合整備事業について**

この事業は、ほ場整備事業の実施を契機として担い手への農地の集積を促進するとともに、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらの経営体が農業生産の相当分を担う農業構造の確立を図ることを目指すもの。

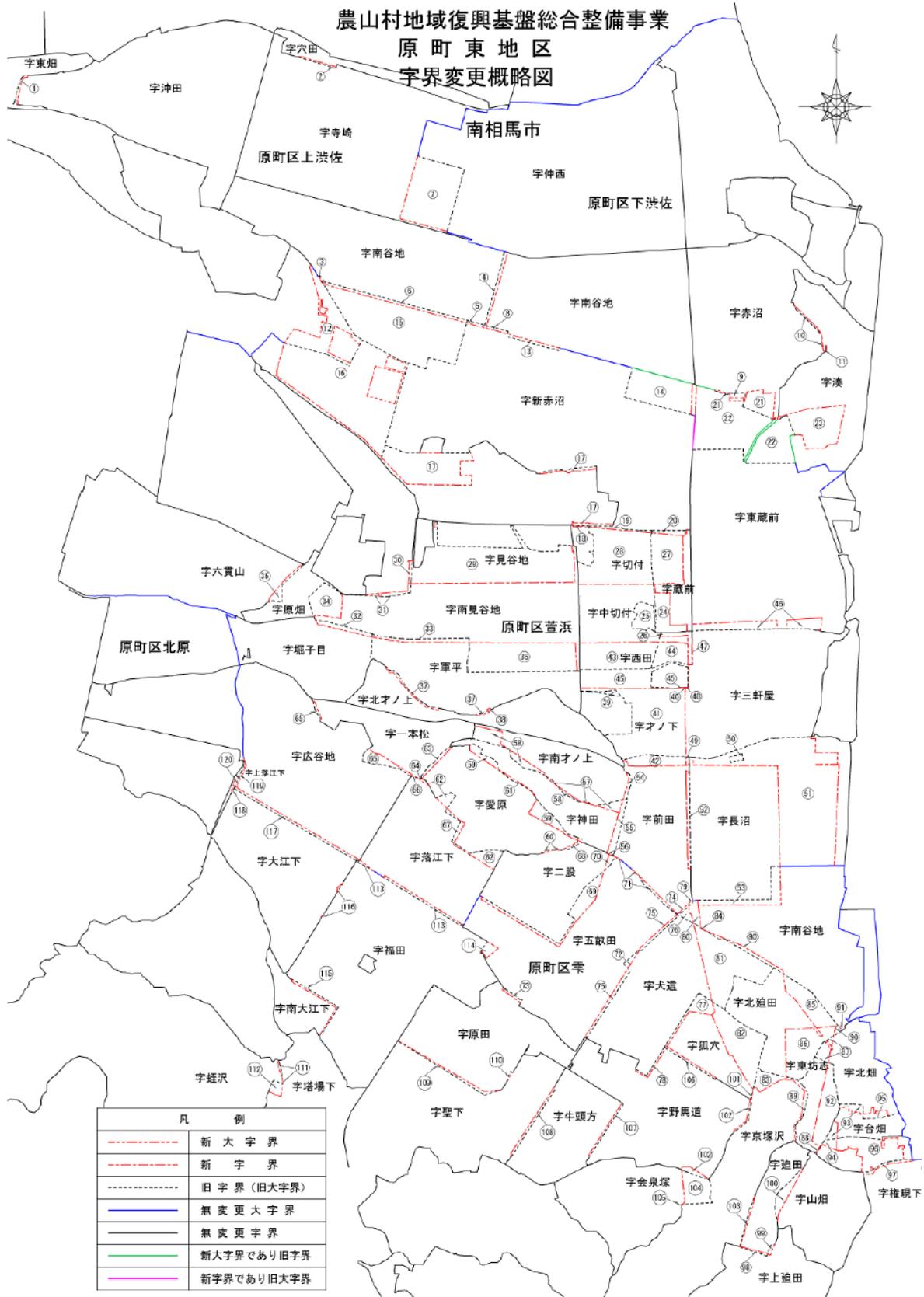
復興基盤総合整備事業（原町東地区）の概要

受益面積	324.4ha
総事業費	10,015,935千円
負担割合	国75.0%、県13.75%、市11.25%、地元0%
工事内容	区画整理工 整地工 324.4ha 道路工 52.03km 用水路工 34.86km 排水路工 49.08km
事業年度	平成25年度～令和5年度

変更後	変更前	変更後	変更前	
原町区上洪佐字東畑	① 原町区上洪佐字沖田	原町区萱浜字前田	⑤⑤ 原町区萱浜字神田	
原町区上洪佐字寺崎	② 原町区上洪佐字穴田		⑤⑥ 原町区萱浜字二股	
原町区上洪佐字南谷地	③ 原町区上洪佐字北谷地	原町区萱浜字南才ノ上	⑤⑦ 原町区萱浜字神田	
	④ 原町区下洪佐字南谷地	原町区萱浜字神田	⑤⑧ 原町区萱浜字南才ノ上	
	⑤ 原町区萱浜字新赤沼		⑤⑨ 原町区萱浜字愛原	
原町区下洪佐字仲西	⑥ 原町区萱浜字北赤沼	原町区萱浜字愛原	⑥① 原町区萱浜字二股	
原町区下洪佐字南谷地	⑦ 原町区上洪佐字寺崎		⑥② 原町区萱浜字神田	
原町区下洪佐字赤沼	⑧ 原町区萱浜字新赤沼	原町区萱浜字一本松	⑥③ 原町区萱浜字愛原	
	⑨ 原町区下洪佐字南赤沼		⑥④ 原町区萱浜字落江下	
原町区下洪佐字湊	⑩ 原町区下洪佐字湊	原町区萱浜字広谷地	⑥⑤ 原町区萱浜字一本松	
	⑪ 原町区下洪佐字赤沼		⑥⑥ 原町区萱浜字一本松	
原町区萱浜字新赤沼	⑫ 原町区上洪佐字北谷地	原町区萱浜字落江下	⑥⑦ 原町区萱浜字愛原	
	⑬ 原町区下洪佐字南谷地		⑥⑧ 原町区萱浜字愛原	
	⑭ 原町区下洪佐字南赤沼	原町区萱浜字二股	⑥⑨ 原町区零字五畝田	
	⑮ 原町区萱浜字北赤沼		⑦① 原町区萱浜字二股	
	⑯ 原町区萱浜字北谷地	原町区零字五畝田	⑦② 原町区萱浜字前田	
	⑰ 原町区萱浜字赤沼		⑦③ 原町区零字犬遺	
	⑱ 原町区萱浜字中切付		⑦④ 原町区零字原田	
	⑲ 原町区萱浜字中切付		⑦⑤ 原町区萱浜字前田	
	原町区萱浜字東藏前	⑳ 原町区萱浜字藏前	原町区零字犬遺	⑦⑥ 原町区零字五畝田
		㉑ 原町区下洪佐字赤沼		⑦⑦ 原町区零字南谷地
㉒ 原町区下洪佐字湊		⑦⑧ 原町区零字野馬道		
原町区萱浜字中切付	㉓ 原町区萱浜字藏前	原町区零字北畑田	⑦⑨ 原町区萱浜字前田	
	㉔ 原町区萱浜字切付		⑧① 原町区零字南谷地	
原町区萱浜字切付	㉕ 原町区萱浜字百目木		原町区零字北畑田	⑧② 原町区零字犬遺
	㉖ 原町区萱浜字藏前			⑧③ 原町区零字狐穴
原町区萱浜字見谷地	㉗ 原町区萱浜字藏前	原町区零字南谷地	⑧④ 原町区零字京塚沢	
	㉘ 原町区萱浜字中切付		⑧⑤ 原町区零字犬遺	
原町区萱浜字南見谷地	㉙ 原町区萱浜字見谷地	原町区零字東坊志	⑧⑥ 原町区零字北畑田	
	㉚ 原町区萱浜字原畑		⑧⑦ 原町区零字北畑	
	㉛ 原町区萱浜字堀子目		⑧⑧ 原町区零字上ノ台	
原町区萱浜字原畑	㉜ 原町区萱浜字南見谷地	原町区零字北畑田	⑧⑨ 原町区零字京塚沢	
	㉝ 原町区萱浜字六貫山		⑨① 原町区零字南谷地	
原町区萱浜字軍平	㉞ 原町区萱浜字南見谷地	原町区零字北畑	⑨② 原町区零字東坊志	
	㉟ 原町区萱浜字北才ノ上		⑨③ 原町区零字台畑	
原町区萱浜字北才ノ上	㊱ 原町区萱浜字軍平	原町区零字台畑	⑨④ 原町区零字上ノ台	
	㊲ 原町区萱浜字切付		⑨⑤ 原町区零字北畑	
原町区萱浜字才ノ下	㊳ 原町区萱浜字西田	原町区零字権現下	⑨⑥ 原町区零字上ノ台	
	㊴ 原町区萱浜字三軒屋		⑨⑦ 原町区零字畑	
	㊵ 原町区萱浜字前田		⑨⑧ 原町区零字上畑田	
原町区萱浜字西田	㊶ 原町区萱浜字中切付	原町区零字上畑田	⑨⑨ 原町区零字上畑田	
	㊷ 原町区萱浜字百目木		⑩① 原町区零字山畑	
原町区萱浜字三軒屋	㊸ 原町区萱浜字三軒屋	原町区零字畑田	⑩② 原町区零字狐穴	
	㊹ 原町区萱浜字東藏前		⑩③ 原町区零字野馬道	
	㊺ 原町区萱浜字百目木	原町区零字京塚沢	⑩④ 原町区零字畑田	
	㊻ 原町区萱浜字西田		⑩⑤ 原町区零字会泉塚	
	㊼ 原町区萱浜字前田		⑩⑥ 原町区零字京塚沢	
原町区萱浜字長沼	㊽ 原町区萱浜字北迎	原町区零字会泉塚	⑩⑦ 原町区零字狐穴	
	㊾ 原町区萱浜字長沼		⑩⑧ 原町区零字牛頭方	
原町区萱浜字前田	㊿ 原町区萱浜字前田	原町区零字野馬道	⑩⑨ 原町区零字聖下	
	㊻③ 原町区萱浜字南谷地		⑩⑩ 原町区零字牛頭方	
原町区萱浜字前田	㊻④ 原町区萱浜字南才ノ上	原町区零字牛頭方	⑩⑩⑨ 原町区零字聖下	



農山村地域復興基盤総合整備事業  
原町東地区  
字界変更概略図



報告第15号 専決処分の報告について

【趣旨】

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの。

【専決第7号 損害賠償の額の決定及び和解について 令和5年9月28日専決】  
(公有財産管理課・観光交流課)

1 損害を賠償し和解する相手方

南相馬市在住個人

2 損害賠償の額

286,226円	〔うち保険等により補てんされる額 市が自ら負担する額〕	286,226円
		0円

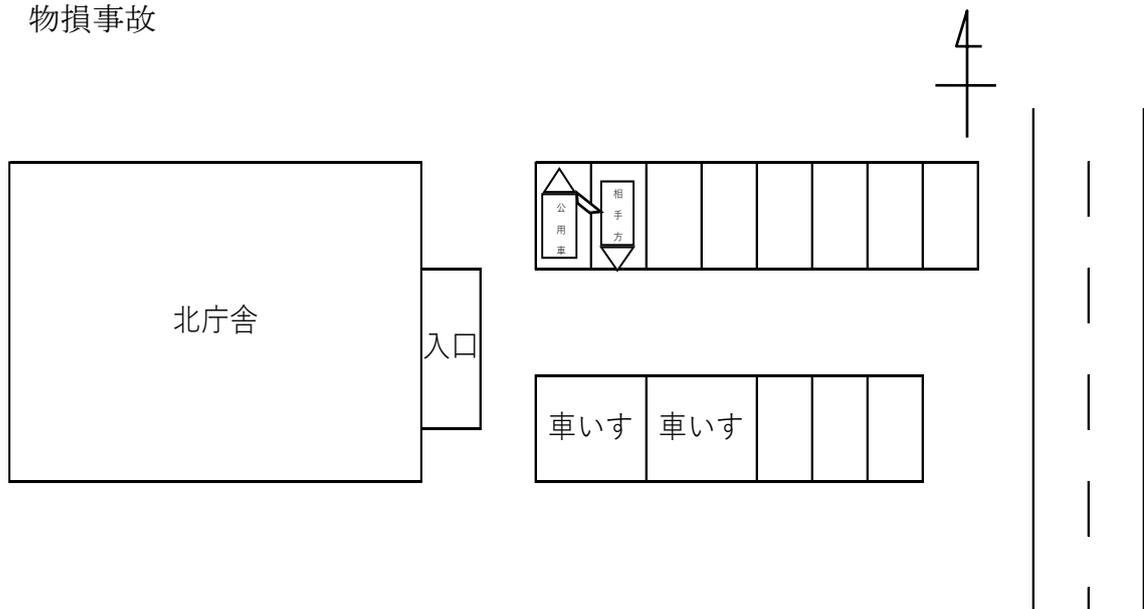
3 損害賠償の理由及び和解の内容

令和5年7月18日(火)午後1時30分頃、北庁舎東側来庁者用駐車場に公用車(トラック)を停車させ、荷物の積み込みを行っていた。積み込みが終わり、運転席に乗車する際、運転席のドアが風にあおられ、公用車の東側に駐車していた相手方車両の右側後部ドアに接触した。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、争訟等を行わないことで和解した。

4 事故の種類

物損事故



【専決第8号 損害賠償の額の決定及び和解について 令和5年10月18日専決】  
(中央図書館)

1 損害を賠償し和解する相手方

南相馬市在住個人

2 損害賠償の額

361,426円	〔うち保険等により補てんされる額 361,426円 市が自ら負担する額 0円〕

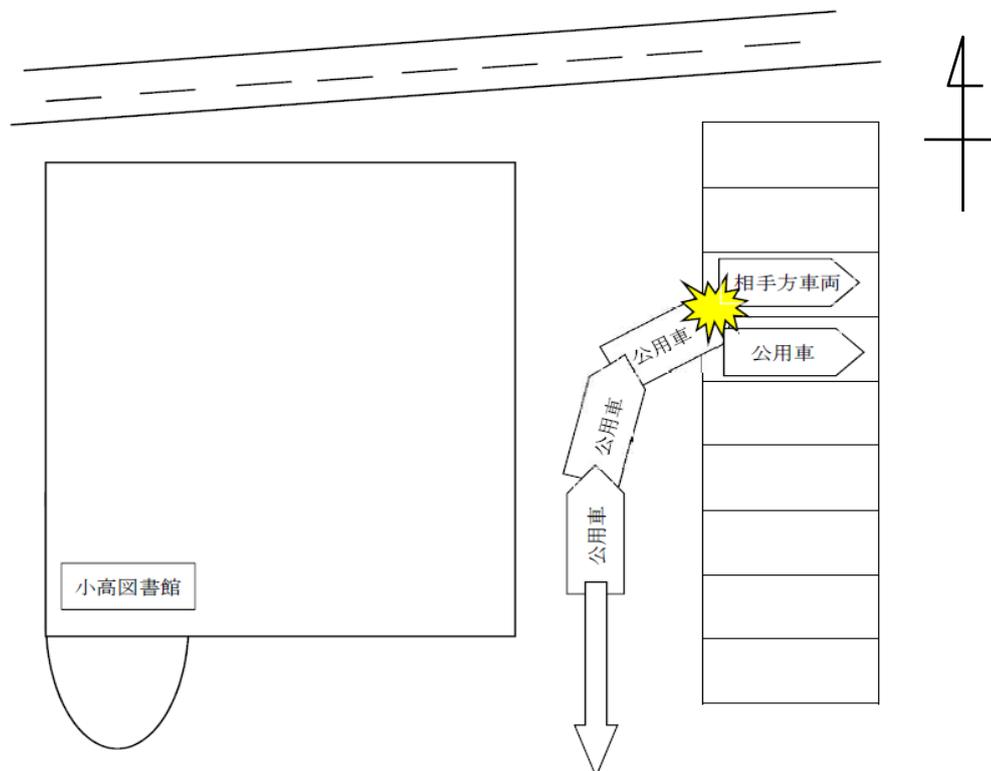
3 損害賠償の理由及び和解の内容

令和5年7月31日(月)午後5時頃、小高図書館から中央図書館へ戻るため、小高生涯学習センター駐車場に停車していた公用車を後進させた。公用車を後進させた際、公用車左側に停車していた相手方車両の後方右側に、公用車の前方左側が接触した。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、争訟等を行わないことで和解した。

4 事故の種類

物損事故



**【専決第9号 工事請負変更契約の締結について 令和5年11月13日専決】**

(農林整備課)

1 専決処分の理由

令和3年第5回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、令和5年11月13日付けで専決処分したもの。

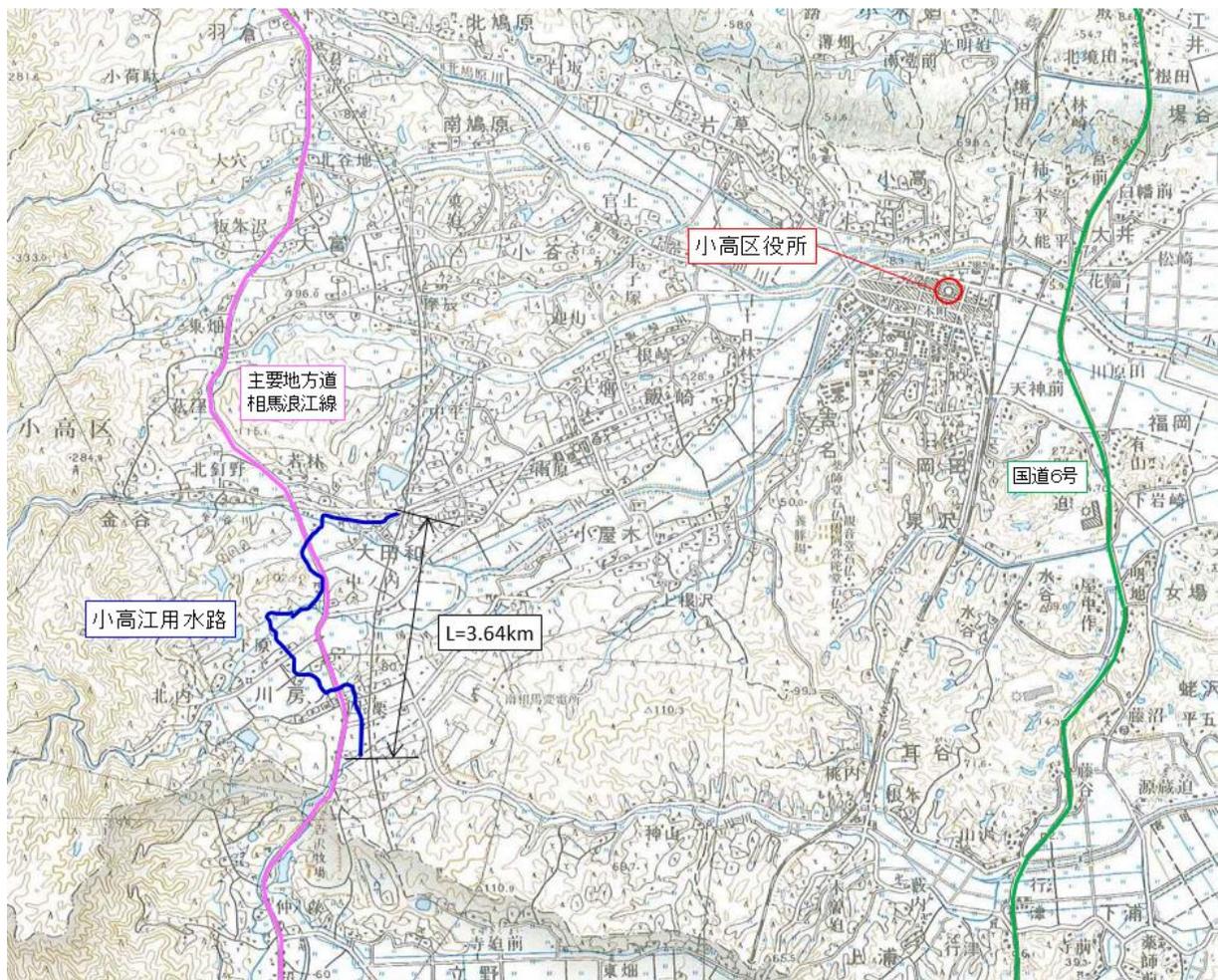
2 変更契約の内容

契約の目的		水路改修（小高江用水路）工事
契約の相手方		南相馬市小高区大井字深町48番地 株式会社中里工務店
施工場所		南相馬市小高区川房地内外
契約金額	変更前	757,900,000円
	変更後	761,509,100円
	増額する額	3,609,100円

○主な変更内容

	項目	内容
(1)	適用単価の変更	水路工事におけるコンクリート二次製品について、品質確保及び施工日数の短縮、並びに多工種間の作業場所を確保するため、標準製品とは別途加工製品を購入する必要があることから、補正単価を適用し、増工するもの。 当初【標準製品100%】 →変更【標準製品66%】 【加工製品（標準単価×1.3）10%】 【加工製品（標準単価×1.5）24%】
(2)	仮設工の内容変更	仮設工に係る施工計画を見直すことで仮設費の低減が見込まれるため、仮設水路工・仮設道路工・水替工について施工内容変更により減工するもの。 仮設水路【2048m】→【0m】 仮設道路【盛土・敷砂利4913m】→【敷鉄板2154m】 水替【38箇所】→【2箇所】

## 【施工場所位置図】



## 【工事概要】

- 水路改修 L = 3, 6 3 5. 9 m
- 水路更新工 L = 2, 3 8 6. 3 m
- 水路補修工 N = 1 式
- サイフォン更正工 L = 1 9. 9 m
- 余水吐工 N = 3 箇所
- 分水工 N = 1 式
- 農道橋工 L = 2 3. 3 m
- 水路橋工 L = 2 3. 3 m
- 付帯工 N = 1 式